

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

奈良県教育委員会規則第七号

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条の表学校支援課の項中「耐震整備係」を「長寿命化整備係」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。